

事務連絡
令和2年5月7日

日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課検査班長

継続検査等における自動車税種別割及び軽自動車税種別割に係る証明書の取扱いについて

今般、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号。以下、「改正地方税法」という。）が令和2年4月30日に公布・施行され、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例が設けられたことに伴い、継続検査等の申請に際し、提示を必要とする自動車税種別割又は軽自動車税種別割の滞納がないことを証するに足る書面について、別添のとおり取り扱うこととし各地方運輸局あて通知しましたので、了知願います。

事務連絡
令和2年5月7日

各地方運輸局自動車技術安全部技術課長 殿
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

自動車局整備課検査班長

継続検査等における自動車税種別割及び軽自動車税種別割に係る証明書
の取扱いについて

今般、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号。以下、「改正地方税法」という。）が令和2年4月30日に公布・施行され、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例（以下、「徴収猶予の特例」という。）が設けられました。

継続検査の申請に際し、提示を必要とする自動車税種別割又は軽自動車税種別割の滞納がないことを証するに足る書面については、「道路運送車両法の一部改正に伴う自動車税納税証明書等の取扱いについて」（依命通達）（昭和38年10月7日付け自車第810号、自管第73号。）により取り扱っているところであります。

今般、徴収猶予の特例が設けられたことに伴い、都道府県知事又は市区町村長が、徴収猶予の特例の適用を受けた者に対し交付する書類として、下記のものが追加されるとの連絡が総務省自治税務局都道府県税課からあったことから、これらの書類についても、道路運送車両法第97条の2に規定された「自動車税種別割又は軽自動車税種別割の滞納（天災その他やむを得ない事由によるものを除く。）がないことを証するに足る書面」として取り扱って差し支えないので、了知願います。

なお、本取扱いについては、関係団体にも通知済みであることを申し添えます。

記

1. 「徴収猶予の特例の適用期間中である」旨が記載された納税証明書
2. 改正地方税法附則第59条第3項で準用する同法第15条の2の2に基づき交付された「徴収猶予許可通知書」に必要な事項（登録番号若しくは車両番号又は車台番号、課税年度及び有効期限）が記載されたもの（別紙参照）

有効な年度であることを確認

令和 年 月 日

住所 所在地	
	氏名 名称
様	

〇〇都道府県知事又は〇〇市区町村長 印

徴収猶予許可通知書

特

令和 年 月 日に地方税法附則第59条第1項の規定により申請があった徴収の猶予については、次のとおり許可しましたので通知します。

年度	税目	納期限	税額 円	本税以外 (延滞金等)	納付番号等	徴収猶予許可期間	
						納期限の翌日から	まで 月 日
						納期限の翌日から	まで 月 日
						納期限の翌日から	まで 月 日
						納期限の翌日から	まで 月 日
						納期限の翌日から	まで 月 日
合計							

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇知事又は〇〇市区町村長に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求はできなくなります。）。審査請求者は、正当事由を提出しなければなりません。なお、審査請求者は〇〇を経由して提出することができます。

上記の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇都道府県知事又は〇〇市区町村を被告として（訴訟において〇〇代表者または〇〇知事又は〇〇市区町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から④までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

連絡先: 〇〇都道府県又は〇〇市区町村 課名 担当名 電話番号

登録番号(車両番号)を確認

許可期間を過ぎていないことを確認